

Do テックソリューション株式会社
代表取締役 大崎達也 殿

令和2年11月13日

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階
適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民サポート
理事長 拝師 徳彦



申入書兼問合せ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動及び事業者の行う不当な行為（不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為、不当な広告表示）に対する差止請求などを通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴社の契約書について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり申入れ等をいたしますので、令和2年12月13日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れ等及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

貴社の「自動車リース契約書」のうち以下の条項については、消費者契約法第8条ないし第10条のいずれかに違反すると考えられるため、各条項を削除ないし適切な内容に修正するよう求めます。

第4条第2項 消費者契約法第8条第1項第1号・第3号違反

第5条第1項・第2項 消費者契約法10条違反

第5条第3項 消費者契約法第8条第1項第1号ないし第4号違反

第14条第7号 消費者契約法第10条違反

第20条 消費者契約法第10条違反

第24条第3項 消費者契約法第10条違反

第2 申入れの理由

1 第4条第2項について

貴社の「自動車リース契約書」（以下、「本件契約書」）第4条第2項は、以下のとおり規定しています。

「2 天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他の乙に故意または重大な過失が認められない事由による車両の引渡しの遅延または不能について、乙は責任を負いません。これらの事由による車両の引渡しの遅延の場合には、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。」

同条項は、自動車の引渡しについて、乙（貴社）に重過失以外の過失がある場合にも債務不履行・不法行為責任を一切負わないこととする条項であると考えられ、乙の過失による債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項として消費者契約法第8条第1項第1号・第3号に違反すると思われます。

よって、上記各条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

2 第5条第1項・第2項について

本件契約書第5条第1項、第2項は、以下のとおり規定しています。

「1 甲は、乙が車両に「エンジン始動制御装置」を搭載することを承諾します。・・・」、
「2 乙は、次の各号に該当するときは、「エンジン始動制御装置」によりエンジンの始動を不能とすることができ、甲はこれに対し一切異議を申し立てないものとします。」

我が国においては、自力救済が禁止されており（民法第202条第2項参照）、私人の権利の実現は法に定める手続きによることとされております。

ところが、同条項は、法的手続きを経ずに貴社が「エンジン始動制御装置」を使用し、契約車両の始動を不能とすることが出来るものであり、自力救済を認める条項となっています。同条項は、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものと考えられます。したがって、同条項は消費者契約法第10条に違反し無効と考えられます。

3 第5条第3項について

本件契約書第5条第3項は、以下のとおり規定しています。

「3 「エンジン始動制御装置」を搭載・始動したことにより発生した、通勤・通学の不能、有料駐車場で発生した駐車料金の支払、その他、エンジンを始動・車両を移動することが出来ないことにより発生する賠償については、乙は一切の責任を負わないものとし、すべて甲の責任と費用によって解決するものとします。」

同条項は、エンジン始動制御装置に起因する事態について、乙の過失による債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項として消費者契約法第8条第1項第1号・第3号に違反するうえ、乙に故意・重過失ある場合の責任をも免除する規定であり、仮にエンジン始動制御装置の始動（第5条第1項・第2項）が合法であるとし

ても、同法第8条第1項第2号・第4号にも違反すると思われます。

よって、上記各条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

4 第14条第7号について

本契約書第14条第7項は、以下のとおり規定しています。

「第14条（期限の利益喪失）

甲が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、当然に本契約に基づく期限の利益を喪失し、直ちに甲の乙に対する残存債務金額を一括して乙に支払います。

・・・

(7)死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき」

同条項は、期限の利益喪失事由として、死亡を挙げておりますが、民法第896条本文は「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定していることや、期限の利益喪失事由を限定した民法第137条に比して消費者の義務を加重しております。これは、利用者の相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与え、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

また、刑事訴追を期限の利益喪失事由とすることについても、刑事訴追自体は利用者の経済的信用性に何ら関係がない上、無罪推定の原則（憲法第31条、刑事訴訟法第336条）の趣旨にも反するものであり、期限の利益喪失事由を限定した民法第137条に比して消費者の義務を加重しております。これは、利用者の相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与え、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

そのため、同条項は、消費者契約法第10条に違反すると思われます。

よって、上記各条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

5 第20条について

本契約書第20条は、以下のとおり規定しています。

「2 甲が前項（当方注記：契約解除）に基づく車両の返還を怠ったときは、乙又は乙の指定する者は当該車両の予備鍵を使用し、通知、催告を要することなく、車両の所在場所に立ち入り、車両を搬出することができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾し、一切異議を申し立てないものとし、」

我が国においては、自力救済が禁止されており（民法第202条第2項参照）、私人の権利の実現は法に定める手続きによることとされております。

ところが、同条項は、法的手続きを経ずに貴社が契約車両を搬出できると定められており、自力救済を認める条項となっております。同条項は、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものと考えられます。したがって、同条項は消費者契約法第10条に違反し無効と考えられます。

よって、上記条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

6 第24条第3項について

本契約書第24条3項は、以下のとおり規定しています。

「3 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、乙の同意がなければこれを行使しません。また、乙の請求がある場合には、その権利又は順位を乙に無償で譲渡します。」

民法第459条及び第462条は、債権者に弁済した保証人が主たる債務者に対する求償権を取得する旨定めております。

ところが、同条項は、取得した求償権の行使に、乙の同意を必要とした上、乙の請求があれば求償権を無償で譲渡しなければならないこととされており、求償権を取得した保証人による行使を著しく制限するものと言えます。同条項は、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の権利を一方向的に害するものと考えられます。したがって、同条項は消費者契約法第10条に違反し無効と考えられます。

よって、上記条項を削除するか、適切な内容に修正してください。

7 まとめ

以上のとおり、本件契約における上記各条項等は、消費者契約法第8条ないし第10条のいずれかに該当し、無効ですので、削除するか、適切な内容に修正してください。

第3 問合せ事項

1 第16条第2項(1)について

本契約書第16条第2項(1)は、以下のとおり規定しています。

「・・・(1)車両を財団法人日本自動車協会若しくは乙が相当と認める方法によって評価又は処分します。」

同条項における「乙が相当と認める方法」による評価又は処分とは、具体的にどのような方法を指すのかご教示ください。

以上